



目 次

規 則	ペー	ジ
◎高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1	
告 示		
○県統計調査の実施（2件）	1	（統計課）
○基本測量の実施の通知	2	（用地対策課）
公 告		
○平成27年度調理師試験の実施	2	（健康長寿政策課）
○県営土地改良事業の計画の変更	2	（農業基盤課）
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更	2	（漁業管理課）
高知県教育委員会告示		
◎高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定	3	（教育委員会事務局スポーツ健康教育課）
高知県選挙管理委員会告示		
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	4	（3・6掲示）
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	4	
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	4	（〃）
監査公表		
○行政監査の執行結果	4	
----- 規 則 -----		
高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。		
平成27年3月20日		
高知県知事 尾崎 正直		

高知県規則第15号

高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第159条の5第1項」を「第159条の5」に改め、「次に掲げる書類及び」を削り、「とする。）」を「とする。）その他知事が必要があると認める書類」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

第14条中「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改める。別記第9号様式中「関係書類を添えて」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の5の規定により」に改める。

別記第10号様式及び別記第11号様式を削り、別記第12号様式を別記第10号様式とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第126号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成27年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県観光入込客統計調査
- 調査の目的
県内の観光施設等（以下「観光施設等」という。）の入込客数を把握し、観光施策の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県全域
 - 単位
人
 - 属性
前年度の入込客数が1万人以上の観光施設等を管理する者及び月5,000人以上の入込客数が見込まれる観光イベントを実施する者
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 観光施設等の入込客数
 - 観光イベントの開催期間及び入込客数
 - その基準となる期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

5 報告を求める者

- 数
300人（概数）
- 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が市町村を經由して報告を求める。
- 調査方法
電話又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間

平成27年7月1日から平成28年4月30日まで

高知県告示第127号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成27年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県県外観光客動態調査
- 調査の目的
県内の観光地及び各種公共交通機関の主要発着場（以下「観光地等」という。）においてアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめて観光客の動向把握及び分析を行い、観光施策の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
観光地等
 - 単位
人
 - 属性
10地点の観光地等を訪れた観光客
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 居住する都道府県、年齢及び性別
 - 宿泊地及び宿泊日数
 - 旅行の目的
 - 旅行のきっかけ
 - 旅行の手配方法
 - 旅行形態
 - 調査地点への訪問回数
 - 高知県への訪問回数
 - 移動経路及び移動手段
 - 旅行費用
 - その基準となる期間

平成27年4月下旬から平成28年3月31日まで

5 報告を求める者

(1) 数
6,000人

(2) 選定方法
観光地等を訪れた観光客から無作為に抽出する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。

(2) 調査方法
調査員調査

7 報告を求める期間
平成27年4月下旬から平成28年3月31日まで

高知県告示第128号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成27年3月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成27年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（「電子国土基本図」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
高知県全域

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成27年度調理師試験を次のとおり行う。

なお、調理師試験の実施に関する事務は、同条第2項の規定により指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

平成27年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成27年10月10日（土）午後1時30分から
- 2 試験の場所
- (1) 高知会場
高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ
- (2) 安芸会場
安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会館
- (3) 幡多会場
四万十市右山五月町7-40 高知はたJ A会館

- 3 受験願書の提出期間
平成27年5月18日（月）から同年6月29日（月）までの間に受け付ける。
- なお、郵送による場合は、平成27年6月29日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
東京都中央区日本橋掘留町二丁目8番5号 JACCビル5階 公益社団法人調理技術技能センター
- 5 受験願書の配付時期等
平成27年5月18日から同年6月29日までの間に、県内の各福祉保健所及び高知市保健所並びに高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー及び県内の各市町村窓口において配付する。
- 6 その他
- (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
- (2) 詳細については、公益社団法人調理技術技能センター（電話番号03-3667-1815）に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（入田地区農地整備事業（経営体育成型）（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年3月20日から同年4月17日まで
- 3 縦覧場所  
四万十市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
- (2) 本県の平成24年の海面漁業・養殖生産量は、104,585トンで、全国の2.1パーセントを占めている（高知農林水産統計年報）。
- (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ31パーセント、13パーセント、37パーセント及び19パーセントとなっている（高知農林水産統計年報）。
- (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
- (5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の水準がおおむね安定している中にあっても、低い水準にとどまっている資源及び水準が悪化している資源が見られ、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
- (6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。
- (7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。
- (8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。
- (9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
- (1) 平成26年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資

源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
 (まあじ)
 若干
 (まいわし)
 17,000トン

(2) 平成26年4月から平成27年3月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。
 (するめいか)
 若干

(3) 平成26年7月から平成27年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
 (さんま)
 若干
 (まさば及びごまさば)
 12,000トン

(4) 平成27年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
 (まあじ)
 若干
 (まいわし)
 若干

(5) 平成27年4月から平成28年3月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。
 (するめいか)
 若干

(6) 平成27年7月から平成28年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
 (さんま)
 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
 (まさば及びごまさば)
 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
 海域別及び期間別の数量は、定めない。
 また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。
 更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

(1) 平成26年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。
 (まいわし)
 中型まき網漁業 7,500トン
 定置漁業及び小型定置漁業 若干

(2) 平成26年7月から平成27年6月までの第一種特定海洋

生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。
 (まさば及びごまさば)
 中型まき網漁業 6,000トン
 さば釣り漁業 若干
 定置漁業及び小型定置漁業 若干

(3) 平成27年7月から平成28年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。
 (まさば及びごまさば)
 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
 (さんま)
 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。
 定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まあじ)
 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まいわし)
 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まさば及びごまさば)
 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。
 この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。
 (するめいか)
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。
 また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 (1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。
 (2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
 (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
 (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第1号
 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第17条第1項、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第17条第1項及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第21条第1号、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第21条第1号及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。
 平成27年3月20日

<p style="text-align: center;">高知県教育委員会委員長 小島 一久</p> <p>1 施設の名称</p> <p>(1) 高知県立県民体育館</p> <p>(2) 高知県立武道館</p> <p>(3) 高知県立弓道場</p> <p>2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称</p> <p>高知市春野町芳原2485番地</p> <p>公益財団法人高知県スポーツ振興財団</p> <p>3 指定期間</p> <p>平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">選挙管理委員会告示</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第18号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,428人である。</p> <p>平成27年3月6日（揭示済）</p> <p style="text-align: center;">高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第19号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,227人である。</p> <p>平成27年3月6日（揭示済）</p> <p style="text-align: center;">高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第20号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。</p> <p>平成27年3月6日（揭示済）</p> <p style="text-align: center;">高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">高知市選挙区</td> <td style="text-align: right;">92,091人</td> </tr> <tr> <td>室戸市、東洋町選挙区</td> <td style="text-align: right;">5,264人</td> </tr> <tr> <td>安芸市、芸西村選挙区</td> <td style="text-align: right;">6,407人</td> </tr> <tr> <td>南国市選挙区</td> <td style="text-align: right;">13,131人</td> </tr> <tr> <td>土佐市選挙区</td> <td style="text-align: right;">7,879人</td> </tr> <tr> <td>須崎市選挙区</td> <td style="text-align: right;">6,476人</td> </tr> <tr> <td>宿毛市、大月町、三原村選挙区</td> <td style="text-align: right;">8,102人</td> </tr> </table>	高知市選挙区	92,091人	室戸市、東洋町選挙区	5,264人	安芸市、芸西村選挙区	6,407人	南国市選挙区	13,131人	土佐市選挙区	7,879人	須崎市選挙区	6,476人	宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,102人	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">土佐清水市選挙区</td> <td style="text-align: right;">4,332人</td> </tr> <tr> <td>四万十市選挙区</td> <td style="text-align: right;">9,759人</td> </tr> <tr> <td>香南市選挙区</td> <td style="text-align: right;">9,206人</td> </tr> <tr> <td>香美市選挙区</td> <td style="text-align: right;">7,703人</td> </tr> <tr> <td>奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区</td> <td style="text-align: right;">3,324人</td> </tr> <tr> <td>長岡郡、土佐郡選挙区</td> <td style="text-align: right;">3,719人</td> </tr> <tr> <td>吾川郡選挙区</td> <td style="text-align: right;">8,858人</td> </tr> <tr> <td>高岡郡選挙区</td> <td style="text-align: right;">17,416人</td> </tr> <tr> <td>黒潮町選挙区</td> <td style="text-align: right;">3,457人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">監 査 公 表</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p>監査公表第3号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。</p> <p>平成27年3月20日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">高知県監査委員</td> <td style="width: 20%;">溝渕</td> <td style="width: 40%;">健夫</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>佐竹</td> <td>紀夫</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>坂田</td> <td>和子</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>朝日</td> <td>満夫</td> </tr> </table>	土佐清水市選挙区	4,332人	四万十市選挙区	9,759人	香南市選挙区	9,206人	香美市選挙区	7,703人	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,324人	長岡郡、土佐郡選挙区	3,719人	吾川郡選挙区	8,858人	高岡郡選挙区	17,416人	黒潮町選挙区	3,457人	高知県監査委員	溝渕	健夫	同	佐竹	紀夫	同	坂田	和子	同	朝日	満夫	
高知市選挙区	92,091人																																													
室戸市、東洋町選挙区	5,264人																																													
安芸市、芸西村選挙区	6,407人																																													
南国市選挙区	13,131人																																													
土佐市選挙区	7,879人																																													
須崎市選挙区	6,476人																																													
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,102人																																													
土佐清水市選挙区	4,332人																																													
四万十市選挙区	9,759人																																													
香南市選挙区	9,206人																																													
香美市選挙区	7,703人																																													
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,324人																																													
長岡郡、土佐郡選挙区	3,719人																																													
吾川郡選挙区	8,858人																																													
高岡郡選挙区	17,416人																																													
黒潮町選挙区	3,457人																																													
高知県監査委員	溝渕	健夫																																												
同	佐竹	紀夫																																												
同	坂田	和子																																												
同	朝日	満夫																																												

平成 26 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

【県単独補助金に係る消費税仕入控除税額等の取扱いについて】

平成 27 年 2 月

高 知 県 監 査 委 員

目 次

第 1 行政 監 査 の 趣 旨	6
第 2 監 査 の 実 施 概 要	6
1 監 査 の テー マ	6
2 テー マ 選 定 理 由	6
3 監 査 の 着 眼 点	6
4 監 査 の 対 象	6
5 監 査 の 実 施 方 法	6
6 監 査 の 実 施 期 間	6
第 3 監 査 の 結 果	7
1 総 括	7
2 調 査 の 内 容 と 結 果	7
3 県 単 独 補 助 金 に 係 る 消 費 税 仕 入 控 除 税 額 等 の 取 扱 い に 関 す る 課 題	9
第 4 意 見	9

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の事務が、法令等の規定に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、監査を実施するものである。

本県においては、行政事務の中から特定の課題を選定してこの監査を実施している。平成26年度の行政監査については、次のとおり実施した。

第2 監査の実施概要

1 監査のテーマ

県単独補助金に係る消費税仕入控除税額等の取扱いについて

2 テーマ選定理由

補助金事務の取扱いについては、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）及び「高知県補助金等交付規則の運用について」（昭和43年4月22日付け43考第5号副知事通知。以下「運用通知」という。）によることとされている。

この運用通知には、補助金交付要綱を制定する際に参考とすべき準則（以下「準則」という。）を示し、補助の条件及び実績報告に係る条項において、消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額等」という。）に関する取扱いを定めている。

平成25年度の定期監査において、県単独補助金の交付事務について監査を行ったところ、補助金交付要綱に仕入控除税額等の取扱いに関し必要な条項が規定されていないなどの事例が見受けられた。

また、国庫補助金に係る仕入控除税額等について、会計検査院の会計検査において、補助事業者が国への報告又は返還を行っていない事態が見受けられたため、会計検査院が国庫補助金を所管する主務大臣に対して是正改善の処置を求めている。

こうした状況を踏まえ、県単独補助金に係る仕入控除税額等の取扱いについて監査し、今後の事務の適正化に資することを目的として、本テーマを選定した。

3 監査の着眼点

- (1) 準則に示されている仕入控除税額等に関する取扱いを補助金交付要綱に規定しているか。
- (2) 補助金交付要綱に仕入控除税額等に関する取扱いを規定している場合において、実績報告書を提出した後に、仕入控除税額等に関する報告書（以下「仕入控除税額等報告書」という。）の提出が行われているか。

4 監査の対象

(1) 対象

交付金額の合計が100万円以上の県単独補助金

ただし、補助対象経費が全て消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の不課税取引又は非課税取引であり、仕入控除税額等が発生する余剰のない県単独補助金を除く。

(2) 対象機関

本庁全所属

(3) 対象年度

平成24年度の県単独補助金を対象とした。

平成25年度の県単独補助金は、監査に着手した時点において消費税等の申告による仕入控除税額等の確定が行われていない場合があるため。

5 監査の実施方法

予備調査として総務部財政課に対し書面及び聞き取りによる調査を行った後に、電子メールなどによる第1次調査及び第2次調査を行い、第3次調査として聞き取り及び関係証拠書類の確認による実地調査を行った。

また、高知県を除く46都道府県に対し電子メールによる調査を行った。

6 監査の実施期間

平成26年6月13日から平成27年2月24日まで

第 3 監査の結果

1 総括

今回調査した 193 補助金のうち、13 補助金については、準則に示されている仕入控除税額等に関する取扱いを補助金交付要綱に規定する必要があるにもかかわらず、規定していなかった。

さらに、9 補助金については、補助金交付要綱に仕入控除税額等に関する取扱いを規定しているが、補助事業者から仕入控除税額等報告書が提出されていない理由を把握していないものがあった。

調査内容の詳細については、下記のとおりである。

2 調査の内容と結果

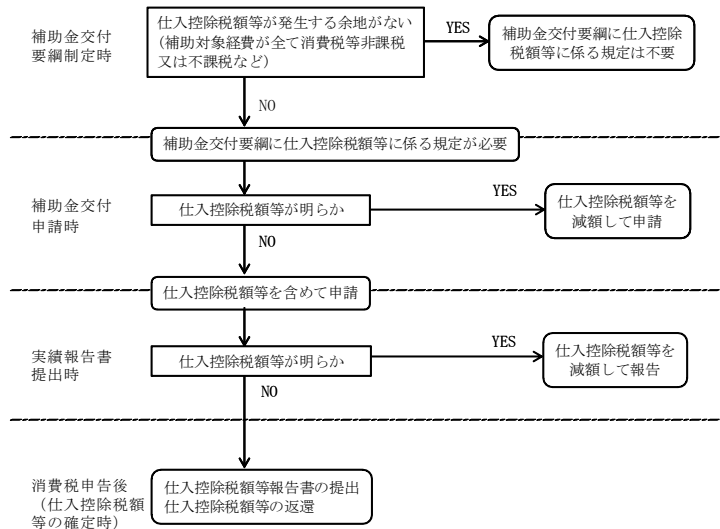
(1) 予備調査

本庁全所属を対象とした調査に先立ち、高知県補助金等交付規則などを所管する総務部財政課に対して、補助金に係る仕入控除税額等の取扱いについて確認した。その結果は、次のア及びイのとおりである。

ア 仕入税額控除制度と補助金との関係について

補助金の交付に係る事務における仕入控除税額等の取扱いの基本的な流れは、図 1 に示したとおりである。

図 1 補助金に係る仕入控除税額等の取扱い



また、仕入税額控除制度と補助金との関係については、表 1 のとおりである。

表 1 仕入税額控除制度と補助金との関係

事業者区分		補助対象経費 に係る仕入控 除税額等	補助金での取扱い		
			補助金返還 の可能性	仕入控除税額等 報告書の提出	
免税事業者(納税義務免除)		なし(対象外)	なし	不要	
課税事業者	簡易課税制度を適用した事業者	なし	なし	不要	
	一般課税事業者	課税売上割合 95%以上かつ課 税売上高 5 億円以下	あり(全額)	あり	必要
		課税売上割合 95%以上かつ課 税売上高 5 億円超	あり(調整額)	あり	必要
		課税売上割合 95%未満	あり(調整額)	あり	必要
	地方公共団 体(公営企 業など)、公 共・公益法 人等	課税売上割 合 95%以上	特定収入割合 5%超	なし	不要
			特定収入割合 5%以下	あり(全額)	あり
課税売上割 合 95%未満		特定収入割合 5%超	なし	なし	不要
		特定収入割合 5%以下	あり(調整額)	あり	必要

イ 仕入控除税額等の取扱いに関する規定について

準則の条項以外に仕入控除税額等の取扱いについて規定したものはなく、課税事業者などの確認方法などは所属の判断に委ねられている。

(2) 第 1 次調査

ア 内容

本庁全所属に対して、交付金額の合計が 100 万円以上の補助金の仕入控除税額等の取扱いについて調査を行った。

イ 結果

調査の対象となる県単独補助金は、68 所属、193 補助金で、交付額は約 9,790 百万円であった。

このうち、37 所属、70 補助金については、消費税等が補助対象外となっていたり、最終補助先が地方公共団体のみであるため仕入控除税額等の取扱いに関する規定が不要なものであった。また、14 所属、18 補助金については、補助金交付要綱どおりに実績報告書で仕入控除税額等が減額されていたり、補助金の返還が適正に行われていた。

残りの 56 所属、105 補助金のうち、補助金交付要綱に仕入控除税額等の取扱いに関する規定はあるが仕入控除税額等報告書の提出がないものが 28 所属、61 補助金、さらに、補助対象経費に消費税等が含まれており、補助事業者も民間企業などであるため、補助金交付要綱に仕入控除税額等の取扱いに関する規定が必要と思われるにもかかわらず、規定していないものが 28 所属、44 補助金あった。

表2 第1次調査の結果

区分	所属数	補助金数	金額(百万円)
規定が不要な補助金	37	70	3,017
規定に基づき減額や返還が行われた補助金	14	18	2,047
規定はあるが報告書の提出がなかった補助金	28	61	2,763
必要と思われる規定がなかった補助金	28	44	1,963
合計	107	193	9,790
実数	68	193	9,790

(注) 所属数は、1所属が複数の補助金を取り扱っている場合があり、実数と一致しない。

(3) 第2次調査

ア 内容

第1次調査の結果を踏まえ、仕入控除税額等の取扱いについて補助金交付要綱に規定があり仕入控除税額等報告書を提出する必要があるが提出されていない28所属、61補助金及び補助金交付要綱に規定が必要と思われるにもかかわらず規定していない28所属、44補助金を対象に調査を行った。

イ 結果

(ア) 仕入控除税額等報告書の提出がなかった県単独補助金

仕入控除税額等報告書が提出されていない28所属、61補助金についてその理由を複数回答で尋ねたところ、12所属、20補助金は補助対象経費に消費税等が含まれていないため、3所属、4補助金は定額補助であるため、36所属、48補助金は補助事業者が免税事業者などであるとの理由から報告書の提出を求めているとのことであった。また、7所属、9補助金では、明確な理由を把握していなかった。

表3 仕入控除税額等報告書が提出されていない理由

区分	所属数	補助金数
消費税等が含まれていない	12	20
定額補助	3	4
補助事業者	免税事業者	20
	地方公共団体	10
	簡易課税事業者	4
	公共・公益法人等	2
小計	36	48
把握していない	7	9
合計	58	81
実数	28	61

(注) 所属数及び補助金数は複数回答のため実数と一致しない。

併せて、補助事業者が免税事業者であることを仕入控除税額等報告書が提出されていない理由とした20所属、27補助金について、当該補助事業者が免税事業者であることの確認方法の聞き取りを行った。

その結果、8所属、10補助金は書面で、11所属16補助金は口頭で確認をしているとの回答があったが、1所属、1補助金では免税事業者であることの確認を行っていなかった。

(イ) 仕入控除税額等の取扱いに関する規定がなかった県単独補助金

仕入控除税額等の取扱いに関する規定がなかった28所属、44補助金についてその理由を尋ねたところ、20所属、31補助金では、補助事業者が免税事業者、地方公共団体などであるために不要と考えていた。また、9所属、13補助金では、補助対象経費が課税取引であると思われるものを非課税取引であると誤解したり、失念などにより仕入控除税額等の取扱いに関する規定を設けていなかった。

表4 仕入控除税額等の取扱いに関する規定がなかった理由

区分	所属数	補助金数
不要と考えている	20	31
補助対象経費を非課税とする誤解、失念など	9	13
合計	29	44
実数	28	44

(注) 所属数は、1所属が複数の補助金を取り扱っている場合があり、実数と一致しない。

なお、不要と考えていると回答したケースの中には、消費税の免税と法人税の非課税とを混同しているのではないか、また、公共・公益法人等は対象外と一律に考えているのではないかと思われるものがあり、今後更なる検証が必要であると考えている。

(4) 第3次調査

ア 内容

第2次調査の結果を踏まえ、仕入控除税額等報告書の提出がなかった理由を把握していない7所属、9補助金及び第1次調査において、実績報告書で仕入控除税額等が減額されていたり、補助金の返還が行われていた14所属、18補助金のうちから抽出した2所属、2補助金について、聞き取り調査を行った。

イ 結果

(ア) 仕入控除税額等報告書の提出がなかった理由について

仕入控除税額等報告書の提出がなかった理由を把握していない9補助金の所属に対し、把握していない理由を尋ねたところ、補助事業者が社会福祉事業者であった場合には、社会福祉事業以外の事業を行うことにより、課税事業者となることがあるにもかかわらず、社会福祉事業者の行う事業は一律に仕入税額控除の対象外であると考えていた。また、単に基準単価に基づく補助ということだけをもって、仕入税額控除の対象外としていた。さらに、補助事業者から仕入控除税額等に関する報告がないから仕入控除税額等がないと考えて仕入控除税額等報告書の提出は必要ないものと考えている所属があった。

なお、今回の聞き取り調査をきっかけに、仕入控除税額等を減額することなく実績報告を行っている補助事業者に対して、未提出となっている仕入控除税額等報告書の提出を求めることにした所属があった。

(イ) 仕入控除税額等報告書が提出されていた事例について

(ア)と比較検討するため、仕入控除税額等の取扱いに関する規定を定め、補助金の返還が行われていた所属に確認したところ、県単独補助金における消費税等の取扱いを適正に行うため、次の取組が行われていた。

- 仕入控除税額等の報告の必要性について補助事業者に周知するためのチラシを作成していた。
- 実績報告で補助対象経費に含まれる消費税等を減額していない全ての補助事業者に対し、仕入控除税額等報告書の提出を求める文書を送付していた。

(5) 他の都道府県の状況（全国調査）

仕入控除税額等の取扱いに関する規定の仕方について、高知県を除く46都道府県に対して調査を実施し、28都道府県から回答があった。

補助金の交付申請時に申請者が課税事業者であるかの確認方法や実績報告書の提出後の仕入控除税額等の確定状況の確認方法など、仕入控除税額等に関して統一的な取扱いを定めている団体が10都道府県あった。

- 補助金に関する一般的な規則の中で定めている団体：1県
- 仕入控除税額等の取扱いに関する通知を発している団体：6都道府県
- マニュアル又は手引きを作成している団体：3県

3 県単独補助金に係る消費税仕入控除税額等の取扱いに関する課題

第3次調査までの結果、以下のことが明らかになった。

- 補助金交付要綱に準則で示されている仕入控除税額等に関する取扱いを規定

する必要があるにもかかわらず、規定していなかった。

- 仕入控除税額等が確定した場合に、仕入控除税額等報告書が提出されていないと思われるケースがあった。

準則に示されている仕入控除税額等に関する取扱いを補助金交付要綱に定める必要があるにもかかわらず規定していないこと、仕入控除税額等報告書の提出を補助事業者任せにしていることなどの原因としては、仕入控除税額等に関する知識不足や、仕入控除税額等を確認することの重要性が認識されていないことが考えられる。

第4 意見

今回の行政監査では、県単独補助金に係る仕入控除税額等の取扱いについて、これまでの定期監査の状況や、近年の会計検査院による会計検査の動向を踏まえ、その実態を把握し、改善点などを検証することを目的として実施した。

監査の結果、県単独補助金に係る仕入控除税額等の取扱いについては、おおむね適正に行われていると認められるものの、一部においては、以下の3点について取扱いが十分でないものが認められた。

- ① 補助金交付要綱において仕入控除税額等の取扱いに関する規定が必要であるにもかかわらず規定がない。
- ② 補助事業者が免税事業者などであるかどうかの確認が書面により確実にされていない。
- ③ 仕入控除税額等報告書が提出されていない理由を把握していない。

このような取扱いでは、補助金を過大に交付している可能性や、返還されるべき補助金が返還されない可能性も考えられ、公平性、透明性が強く求められる県の補助金行政に対する県民の信頼を損なうことにつながりかねないものと危惧する。

今回の行政監査では、個々の補助金についての詳細な監査は行っていないことから、補助金ごとの個別の意見は付さないが、今後の定期監査において、今回の結果を踏まえた監査を実施する必要があると考えている。

県民の補助金行政への信頼を損なわないためにも、これらの改善に向けて、個々の職員の消費税の仕入税額控除制度についての知識の習得はもちろんのこと、仕入控除税額等に関する事務処理がより適正に行われるための支援策について検討を行われたい。